6　1に規定する油除去装置は、主管庁が承認する設計によるものとし、当該装置を通過した後に海洋に排出されるいかなる油性混合物についても、油の含有量が百万分の十五未満となることを確保するものでなければならない。主管庁は、当該装置の設計を検討するに当たり、国際海事機関が勧告する仕様を考慮する。

7　2に規定する油除去装置は、6の規定に適合するものとする。さらに、当該油除去装置には、その適合の段階を維持することができないときに、それを示す警報装置を備える。当該警報装置には、油性混合物の排出について油の含有量が百万分の十五を超えたときに自動的に停止することを確保するための装置も備える。主管庁は、そのような装置の設計及び承認を検討するに当たり、国際海事機関が勧告する仕様を考慮する。

C部　運航に伴う油の排出規制

第十五規則　油の排出規制

1　第四規則並びに2、3及び6の規定が適用される場合を除くほか、船舶からの油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。

A　特別海域外の排出

2　総トン数四百トン以上の船舶からの油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合を除く。

.1　船舶が航行中であること。

.2　油性混合物が第十四規則に定める要件に適合する油除去装置によつて処理されていること。

.3　希釈をしない場合の油性混合物の油分濃度が百万分の十五未満であること。

.4　油性混合物が油タンカーの貨物油ポンプ室のビルジから生ずるものでないこと。

.5　油タンカーについては、油性混合物が貨物油の残留物と混在していないこと。

B　特別海域内の排出

3　総トン数四百トン以上の船舶からの油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合を除く。

.1　船舶が航行中であること。

.2　油性混合物が第十四規則7の規定に適合する油除去装置によつて処理されていること。

.3　希釈をしない場合の油性混合物の油分濃度が百万分の十五未満であること。

.4　油性混合物が油タンカーの貨物油ポンプ室のビルジから生ずるものでないこと。

.5　油タンカーについては、油性混合物が貨物油の残留物と混在していないこと。

4　南極海域については、いかなる船舶からの油又は油性混合物の海洋への排出も、禁止する。

5　この第十五規則のいかなる規定も、その航海の一部にのみ特別海域が含まれる船舶が2の規定に基づき特別海域外において排出を行うことを禁止するものではない。

C　南極海域以外のすべての海域における総トン数四百トン未満の船舶についての要件

6　総トン数四百トン未満の船舶については、油又は油性混合物は、受入施設へのその後の排出のために船内に保留するか又は次の規定に従い海洋に排出する。

.1　船舶が、希釈をしない場合の油性混合物の油分濃度が百万分の十五未満であることを保障する装置であつて主管庁が承認する設計のものを作動させること。

.2　油性混合物が油タンカーの貨物油ポンプ室のビルジから生ずるものでないこと。

.3　油タンカーについては、油性混合物が貨物油の残留物と混在していないこと。

D　一般要件

7　視認することのできる油の痕跡が船舶の近くにその航跡における海面上又は海面下において発見されたときはいつでも、条約の締約国の政府は、合理的に可能な範囲内でこの第十五規則の規定の違反があつたか否かの問題に関連する事実について速やかに調査する。その調査には、特に、風及び海面の状態、船舶の行路及び速度、近くで視認することのできる痕跡の他の可能な発生源並びに関連する油の排出のいかなる記録も含むべきである。

8　海洋へのいかなる排出も、海洋環境に有害な量若しくは濃度の化学物質その他の物質又はこの第十五規則に定める排出の条件を回避する目的で持ち込まれた化学物質その他の物質を含むものであつてはならない。

9　この第十五規則に定めるところによつて排出することができない油性残留物は、受入施設へのその後の排出のために船内に保留する。

第十六規則　油とバラスト水との分離及び船首タンクにおける油の運送

1　2に定める場合を除くほか、油タンカー以外の第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された船舶であつて総トン数四千トン以上のもの及び第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された油タンカーであつて総トン数百五十トン以上のものは、バラスト水を燃料油タンクに積載してはならない。

2　大量の燃料油を積載する必要性により燃料油タンクにクリーン・バラストでないバラスト水を積載する必要があつたときは、当該バラスト水は、受入施設に又は第十四規則2に規定する装置を使用して第十五規則に定めるところにより海洋に排出するものとし、その旨を油記録簿に記載する。

3　総トン数四百トン以上の船舶であつて、千九百八十二年一月一日後に建造契約が結ばれたもの又は建造契約がない場合には、千九百八十二年七月一日後にキールが据え付けられ、若しくは同様の建造段階にあるものにおいては、油は、船首タンク又は衝突隔壁の前方のタンクに積載してはならない。

4　1から3までの規定の適用を受ける船舶以外のすべての船舶は、合理的かつ実行可能な限り、1及び3に定める要件に従うものとする。

第十七規則　油記録簿第一部（機関区域における作業）

1　総トン数百五十トン以上の油タンカー及び油タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものには、油記録簿第一部（機関区域における作業）を備える。油記録簿は、油記録簿の公式の航海日誌の一部として又は他の態様で付録Ⅲに定める様式のものとする。

2　船舶の機関区域において次のいずれかの作業を行う場合には、その都度、適当なときは、各タンクについて油記録簿に必要事項を記載する。

.1　燃料油タンクへのバラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄

.2　燃料油タンクからの汚れたバラスト又は洗浄水の排出

.3　油性残留物（スラッジその他の油性残留物）の収集及び排出

.4　機関区域のビルジの排出

.5　燃料油又はばら積み潤滑油の供給

3　第四規則に定める油若しくは油性混合物の排出があつた場合又は同規則に定める適用除外を受けない事故による油の排出その他の例外的な油の排出があつた場合には、排出の状況及び理由を油記録簿第一部に記載する。

4　2に掲げる作業は、これらの作業にかかるすべての必要事項が記載されるように油記録簿第一部に遅滞なく完全に記録する。完了した各作業について、各作業の担当職員が署名するものとし、船長が連署する。油記録簿第一部は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。旗国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

5　油除去装置のいかなる故障も、油記録簿第一部に記録する。

6　油記録簿第一部は、合理的なときはいつでも容易に検査することのできるような場所に備えるものとし、乗組員のいない被えい航船の場合を除くほか、船内に備える。油記録簿第一部は、最後の記載をした日の後三年間保存する。